

港則法第38条第5項・同法施行規則第20条の2に定める、管制信号

(南港・南港第二信号所、信号板)

| 南港信号所__信号所の位置: 34-37-20N・135-25-20E、120度及び210度方向に面する信号板 南港第二信号所__信号所の位置: 34-37-13N・135-24-09E、55度・275度及び355度方向に面する信号板 | | |
|--|-------|---|
| 管制信号 | 信号の方法 | 信号の意味 |
| Iの文字の点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・入航船は、入航することができること。 ・総トン数500トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ・総トン数500トン未満の出航船は、出航することができること。 |
| Oの文字の点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・出航船は、出航することができること。 ・総トン数500トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・総トン数500未満の入航船は、入航することができること。 |
| Fの文字の点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・総トン数5,000トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・総トン数5,000トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ・総トン数5,000トン未満の入出航船は、入出航することができること。 |
| Xの文字及びIの文字の交互点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 ・水路外にある総トン数500トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は、入出航することができること。 ・信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることを。 |
| Xの文字及びOの文字の交互点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 ・水路外にある総トン数500トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は、入出航することができること。 ・信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることを。 |
| Xの文字及びFの文字の交互点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 ・水路外にある総トン数500トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は、入出航することができること。 ・信号が、間もなくFの文字の点滅に変わることを。 |
| Xの文字の点滅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 ・水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船進路を避けて待たなければならないこと。 ・信号が、間もなくXの文字の点灯に変わることを。 |
| Xの文字の点灯 | | <ul style="list-style-type: none"> ・港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 |

堺(堺第二)・浜寺信号所、灯火

| 堺信号所__信号所の位置: 34-35-22N・135-25-36E (堺第二信号所__信号所の位置: 34-35-22N・135-25-35E、182度方向に面する信号板) 浜寺信号所__信号所の位置: 34-33-40N・135-24-38E | | |
|---|-------|--|
| 管制信号 | 信号の方法 | 信号の意味 |
| | 昼間・夜間 | |
| 毎2秒に白色光1閃 | | <ul style="list-style-type: none"> ・入航船は、入航することができること。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)未満の出航船は、出航することができること。 |
| 毎2秒に赤色光1閃 | | <ul style="list-style-type: none"> ・出航船は、出航することができること。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)以上の入航船は、航路水路外(堺・浜寺)において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)未満の入航船は、入航することができること。 |
| 毎3秒に順次赤色光1閃及び白色光1閃 | | <ul style="list-style-type: none"> ・総トン数3,000(堺)・10,000(浜寺)以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・総トン数3,000(堺)・10,000(浜寺)以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ・総トン数3,000(堺)・10,000(浜寺)未満の入出航船は、入出航することができること。 |
| 毎6秒に順次赤色光3閃及び白色光3閃 | | <ul style="list-style-type: none"> ・港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 |